平成２８年（フ）第１２５号
北海道亀田郡七飯町字中島45番地18
債務者　松本ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１３２号
函館市亀田町18番18号
債務者　木村　富美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４２号
岐阜県揖斐郡池田町池野466番地
債務者　丸山　仁郎
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
島根県大田市大田町大田口1186番地６　オリオン大田ハイツ208
債務者　山下　法子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３８号
北海道北見市常盤町４丁目12番地７　アーバンヒルハイツ101号、前住所北海道北見市常呂町字土佐56番地56
債務者　根本　道昭
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷65番地２
債務者　岩繰絵梨子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第２３号
岩手県奥州市水沢区西上野町10番14号
債務者　佐藤　直人
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第２５号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山159番地１　アーバンヒル向山　102号室
債務者　小山　良一
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第２８号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根一ツ屋53番地５
債務者　織田　裕貴
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第２９号
岩手県奥州市水沢区真城字北塩加羅114番地１　２号、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻長根前11番地１　コーポ長根前２－Ｂ号室
債務者　菊地　千朗
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第８０号
茨城県つくば市観音台１丁目28番地５　コンステレーションＤ棟202号、前住所茨城県つくば市谷田部1051番地11
債務者　川村　康徳
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８４号
茨城県稲敷郡阿見町住吉２丁目21番地１　レジデンスＡＫ105号、前住所茨城県稲敷郡阿見町中央５丁目13番９号　ロイヤルハイツＡ－101
債務者　棚崎　友美（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９４号
茨城県かすみがうら市上稲吉559番地
債務者　岡田　弘行
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５７２号
埼玉県志木市中宗岡３丁目17番69号
債務者　石井　良三
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１８号
さいたま市西区大字飯田113番地１　リリオテラス201
債務者　小金澤雄輝
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１９号
さいたま市西区大字飯田113番地１　リリオテラス201
債務者　小金澤ちあき
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７２３号
埼玉県上尾市大字地頭方503番地
債務者　永島　宏子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係